

	本人による申請	ケアマネジャー、家族等による申請		本人が認知症等	
		代行(使者)による申請 ※封筒に入れて提出してください	代理人による申請		
※ 項目ごとにA・Bのいずれかが必要です。	本人が自ら申請する場合	本人の意思で本人が記入した申請書を代わりに持ってきただけにすぎない場合	本人の意思を受けて、本人の代理として申請する場合	本人が認知症等により意思表示能力が著しく低下している場合(代理権の授与が困難な場合)	
必要書類	本人の個人番号が分かるもの	A 個人番号カード(原本) B 通知カード(原本)	A 個人番号カード(写しでも可) B 通知カード(写しでも可)	A 個人番号カード(写しでも可) B 通知カード(写しでも可)	申請書に個人番号と代理・代行区分を記載せずに申請してください。 (本人の個人番号、本人・代理人の身分証明書類、代理権の確認書類は不要です。) ※ 本人が認知症等の場合、本人・代理・代行の区分には当てはまりません。国の通知や県への確認による介護保険のみの特別な対応です。
	本人の身分証明になるもの	A 1点確認でよいもの(原本) 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等 【顔写真】+【氏名+生年月日】または 【顔写真】+【氏名+住所】のある身分証明書 ★ B 2点確認が必要なもの(原本) 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証、医療保険被保険者証、年金手帳等 【氏名+生年月日】または 【氏名+住所】のある身分証明書	A 1点確認でよいもの(写しでも可) 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等 【顔写真】+【氏名+生年月日】または 【顔写真】+【氏名+住所】のある身分証明書 ★ B 2点確認が必要なもの(写しでも可) 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証、医療保険被保険者証、年金手帳等 【氏名+生年月日】または 【氏名+住所】のある身分証明書		
	代理権があることの証明書類			A 任意代理人の場合(原本) 委任状、委任状が困難な場合は、本人の介護保険被保険者証、医療保険被保険者証等 本人の身分証明書1点 ★ B 法定代理人の場合(写しでも可) 戸籍謄本、登記事項証明書、審判確定証明書	
	代理人の身分証明になるもの			事業所として代理で申請する場合等は、 ①・②の両方で代理人の身分確認とします。 ①窓口に来た人の身分証明書(下記のAまたはB) ②事業所が発行している社員証等 ※介護支援専門員は事業所の社員として業務を行い、委任を受けているという考えから、玉野市では両方で確認します。(委任状の住所は事業所所在地で可) A 1点確認でよいもの(原本) 居宅介護支援専門員証、個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等 【顔写真】+【氏名+生年月日】または 【顔写真】+【氏名+住所】のある身分証明書 B 2点確認が必要なもの(原本) 医療保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等 【氏名+生年月日】または 【氏名+住所】のある身分証明書	
※ 注意事項	★本人の【氏名+生年月日】または【氏名+住所】を印字して本市から送付した申請書等を持参した場合は、本人確認書類とみなします。(玉野市での取扱いです。)	※申請書に本人が個人番号を記入している場合は、個人番号が見えないよう申請書を封筒に入れて提出してください。 ※申請書に本人が個人番号を記入していない場合は、本人の個人番号は記入しないまま提出してください。			

マイナンバー(個人番号)が必要な申請手続き一覧

※ 本市においては、住宅改修・福祉用具購入・軽度者レンタル・社会福祉法人等利用者負担軽減・認定関係資料情報提供請求書の申請にはマイナンバー(個人番号)は不要です。従来通りの様式で申請してください。

【認定申請時の手続き】

- ①要介護認定の申請(新規・変更・更新・転入)
- ②被保険者証等の再交付申請

【居宅届出時の手続き】

- ③居宅サービス計画作成依頼(変更)の届出
- ④介護予防サービス計画作成依頼(変更)の届出

【各種給付申請時の手続き】

- ⑤負担限度額認定の申請
- ⑥負担限度額特例減額の申請
- ⑦高額介護サービス費の支給の申請
- ⑧介護サービス費の基準収入額適用申請
- ⑨高額医療合算サービス費の支給の申請

【死亡・転出時の手続き】

- ⑩資格喪失の届出(本人・家族が提出するもの)

【住所地特例対象施設への入所・退所時の手続き】

- ⑪介護保険 住所地特例 適用・変更・終了届(本人・家族が提出するもの)
- ※「介護保険 住所地特例対象施設 入所(居)・退所(居)連絡票」には